

令和7年6月12日
都市建設常任委員会
都市整備部建築指導課

「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）」に対する意見募集の結果について

「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）」に対する意見募集に対し、ご協力をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和7年4月1日（火）から 令和7年4月30日（水）まで

2 意見の募集方法

公表資料を青森市ホームページに掲載したほか、青森市都市整備部建築指導課（本庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

ご意見はありませんでした。

4 「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（最終案）」の公表

「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（最終案）」につきましては、青森市のホームページに掲載するほか、青森市都市整備部建築指導課（本庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間につきましては、令和7年6月30日（月）から令和7年7月31日（木）までとしていますが、青森市のホームページでは随時ご覧いただけます。

（公表資料）

- ・青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（最終案）

5 お問い合わせ先

青森市都市整備部 建築指導課 電話 017-752-8295